

一 爭議發生ノ場所 芝區芝口三丁目四番地

名 稱 野村印刷所

事業主 野村惣吉

資本金 拾萬圓也

事業 印刷業

企業系統 ナシ

使用労働者 二十五名、内女五名

三 労働者側

爭議参加者 二十五名、内女五名

同上中同下労働組合ニ加入セルモノナシ

代表組合 全労東京出版労働組合（柳同派）

四 爭議發生ノ時 四月二十二日

五 爭議發生ノ原因

印刷所ハ本年一月六日工場閉鎖ニ依リ爭議ノ發生ヲ見其、
 解決条件トシテ該工場職工管理トシ後業員代表鶴沢忠行ト
 ノ間ニ家賃貸付料トシテ金貳百圓機械器具損料トシテ金二百
 圓電話料トシテ金拾圓月六十圓合計四百八十圓ノ工場
 主野村惣吉ニ支拂契約ヲ為シ、因滿解決シ一月分ハ完納セル
 七二月ニ在リ之カ是滞リタルヲ為メ東京区裁判所ニ契約解除ノ
 申請ヲ為シ、本月十七日執行吏ニ於テ代表鶴沢忠行、占有ヲ解
 除申請人、使用ヲ許可セル旨、依處分アリ、為ニ後業員側ハ
 就場ニ得テ心算至リ閉ルニ因テ、後業員側ハ
 六 要求事項並ニ交渉状況

後業員側ニ若後業員側ニ不當ノ鴉澤忠行及中村郁太郎、兩名ノ
 代表トシテ二月二日野村惣吉、井上義孝ト會見セルカ事業主側
 ニ於テハ是滞損料ニ切言及ス事務ノ引継ヲ迫イタル為メ
 右代表ハ交渉ノ余地ナシトシ左記要求書ヲ提出セリ